

前近代日本における伝統法文化の一斑

—「和興」と「内済」をめぐる—

西村 安博

はじめに

この記念すべきシンポジウムにあたり、筆者に課せられた任務は、日本の法文化を概観し、そのなかでわが国の法文化が様々な側面において中国の伝統法文化の多大なる影響を受けてきたことをもあわせて説明することにはなるが、ここでは、以下の内容に限定することによって、わが国の伝統法文化の一斑を素描することを試みることにしたい。

これまで、日本人と法との関わり方が議論される場合には、「権利意識は希薄であるのか否か」、あるいは「日本人が訴訟嫌いであるのか否か」という、こんにちでは古典的命題として扱われることの方が多いものの、日本の法文化を根本的に問うものとしてまさにこの問題が大なり小なりベースにされてきたことは否めない事実である。なかでも、とりわけ重要な検討の対象とされているのが、紛争処理が行われる過程において見られるいわゆる「和解」についてである。現実の訴訟の場面でも、

和解による決着に期待が寄せられるとともに、また、和解について積極的な評価が与えられることの多いことも明らかであるといえよう。^②

そこで、紛争解決のための一つ的手段とされる和解について、法史的な視点から概観してみたい。具体的には、日本の前近代社会における和解の原型として理解されている鎌倉時代（中世前期）以降の「和興」と江戸時代（近世）にみられる「内済」^③とを採り上げることによって、和解に関する時代的な特徴やその変容について概観してみたい。そして、このことから、わが国の前近代社会において育まれていた伝統法文化の一斑についての素描が試みられればと思う。

また、本稿の採り上げる「和興」や「内済」に関する基本的な理解については、これまでの研究成果に全面的に依拠するものであって、部分的には私見を交える場合があつても、本稿は和解の法史的意義に関する新たな見解を提示しようとする意図するものではない。また、近世の「内済」については、あくまで中世前期の「和興」を相対化するための一つの素材として取り扱うに過ぎない。

一、中世前期における「和興」について

中世社会において「和興」は主に贈与を意味する言葉として使用されはじめ、さらに財産の処分、裁判上の和解の意味で用いられるようになった。^④

(一) 「和興」の法史的意義

そもそも「和興」なる語は文献史料の中に現れることはなく、「名例律」三十二条に云う「取与不和（雖和、与者無罪）乞索之賊並還主」（「取り与ふるが和はざる、（和へりと雖も、与へたる者は罪なきことをいふ）もしくは乞ひもとめたる賊は、並びに主に還せ。」）、すなわち、「取つた者と与えた者との間に合意の無いとき、（合意があつて与えた者は無罪とされるときでも、これを受け取つた者は有罪）あるいは、権勢を利用して要求した財貨は、すべて恐喝以下による賊であるから元の所有者に返還せよ」という意味において、たとえば「取与不和」の語が見出されていたに過ぎない。^⑤したがって、中世社会で使用されることなる「和興」の語に直接該当する言葉を経験しない

ま、律令法上の言葉遣いをもとに、その日本的な解釈を施すことによって、当事者の合意を前提とする点、さらには与える側の好意による贈与であるという意味をも込めることによって、「和興」の本質を捉えてきたともいえるのであり、中世社会における「和興」がまさにここからイメージされてきたものと考えられるのである。

すなわち、律令法が施行された後、「和興」が成語として具体的に現れるのは、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけてのことであって、「法書至要抄」あるいは「裁判至要抄」などの明法道の法律書においてのことである。鎌倉時代においては、たとえば、鎌倉幕府の「御成敗式目」をはじめ、幕府追加法には贈与・処分を意味する言葉として「他人和興」、あるいは裁判上の和解を意味するものとして「和興」が使用されるようになった。このようにして、中世社会において「和興」は、贈り主の好意による積極的意思と、一度与えた後には与えた側は取り戻し得ないという法律効果（和興物不悔還）を伴い、意思表示が文書によって行われるという性格をもつものとして定着していったようである。

(二) 鎌倉幕府裁判の「和興」の前提

裁判上の和解という意味で「和興」が鎌倉幕府の訴訟制度の中で実際に運用されるのは、好意で物を贈与するという本来の意味が拡張されることによって、訴訟当事者が譲歩し協調する和解という場面においてである。しかしながら、他方で公家社会において訴訟処理の場面で用いられていた「避文」の制度による影響も見逃せないことは確かである。

(1) 「避文」の運用について

避文の初見は九世紀ごろであるとされているが、律令法上、訴訟手続が運用されるなかで、たとえば土地を不当に占有していた当事者が妨害の事実を認めた内容の文書を裁判所に対して提出した場合のものとしても理解されている⁵⁾。したがってこの時点では、訴訟一方当事者が自分の非を認めた内容の避文を裁判所が受理するに止まるのであって、裁判所が当該訴訟に関する証拠文書として処理することにはなっても、当該避文は他方当事者のもとに渡されることはなかったのである。しかしながら、これよりのちに見られる避文の慣行によれば、避文を受理した裁判所が判決文書とともに他方当事者に対して下付すると

いう形態へと変化し、この状況がさらに変化を遂げると、一方当事者が他方当事者に対して避文を直接渡し、そこで避文を受け取った当事者が当該避文を裁判所に対して提出することにより確認を受けるといふ形態が採られるようになったのである。

(2) 「避文」と「和興」

したがって、避文が提出されることによって、避文を提出した側の訴訟物に関する妨害を止めることが明示されると同時に、このことよって、当該訴訟物に関する相手方の権利をひとまづ認められたものとして取り扱われることになるが、だからといって、避文を受け取った側に本来知行し得る権利（権原）が認められることにはならなかったことには注意を要する。加えて、避文を受け取った側がこれに応じて訴訟を止める旨を記した文書を同時に提出するということもなかったたのであり、したがって、避文の法的効力を保証し得るのは裁判所による判決文書のみにあつたということになる。

このことからすれば、避文による意思表示の形式は他人の土地財産に対する不当な妨害から退去することを表明する場合にふさわしいものではあつても、権利関係を明確にさせたいよ

うな場合、たとえば己に帰属する事の明らか権利を譲るような場合の、双方の意思を表示する手段としては必ずしも適当な方法ではなかつたのである。だからこそ、和解による訴訟の終了という場面において、「避文」の制度に「和興」を結合させることが必要とされたのであつて、訴訟当事者それぞれの立場を踏まえたうえで双方による譲歩の意思を訴訟手続上、どのよう合理的に表明させ得るのかについての工夫が求められたものと考えられるのである。

(三) 鎌倉幕府の裁判における「和興」の要請

そこで、この要請にしたがい、一方当事者による譲歩の意思を明らかにするとともに、これに対する他方当事者による受諾の意思をも同時に明らかにするための方法が、鎌倉幕府の訴訟手続に必要とされたのである。したがって、手続法上、この必要性を満たすものとしては、従来の「避文」に代わって「和興」の交換によるのが最も適当な方法として考えられたのである。

実際に、鎌倉幕府の裁判所に係属した訴訟において「和興」

が取り扱われた場合、次のような状況であったものと考えられる。すなわち、訴訟当事者各々は、原則として一通ずつ「和興状」を作成しこれを相互で交換するが、「和興状」には、訴訟物に関して譲歩する側の意思および譲歩される側の意思、さらには当該訴訟を止める旨が記されていた。そこで、「和興」の本来の性格からすれば、和興状の交換がなされた時点で、訴訟当事者相互の譲歩、さらには「和興物不悔還」の法理によつて「和興」そのものは事実上成立したことになるのであるが、幕府訴訟手続法上、「和興」が成立するためには、当該和興に対してこれを承認する旨を記した裁判所による下知状（裁許状）の下付されることが必要とされたのである。このことにより、「和興」について「下知を受けているもの」と「受けていないもの」という区別の可能性が生じ得ることになる。したがつて、幕府裁判所に係属している訴訟でありながら、当事者間でこそ「和興」の成立をみたものの、裁判所の承認が得られていないならば、のちに当該「和興」に関する訴訟が蒸し返的に裁判所に対して提起されるようになったような場合には、「私和興」としてその法的効力を認められ得なかつたわけである。⁽⁶⁾

二、中世後期以降の和解形態の特色

中世後期に至つても「和興」の語はみられるものの、裁判上の和解を意味する場合は少なく、裁判外での紛争処理において「和興」の語が用いられていたことが指摘されている。⁽⁷⁾ また、中世後期以降には「仲人（ちゆうにん）」的な意味を表す語として「御口入」などが現れる一方、十六世紀初期のころから和解が成立する際の仲介行為を意味する語として「あつかひ」（「扱」・「曖」）が多く使用されるようになり、「和興」と「あつかひ」とが併存していたことも指摘されている。江戸時代になると、この「あつかひ」は一般的な用語として使用されるようになる。⁽⁸⁾

次に、中世後期の紛争処理にみられる特徴を指摘しておくことにしたい。⁽⁹⁾

(一) 「国人」揆における紛争解決の構造

南北朝時代以降（中世後期）には、在地領主による盟約（「一揆契約状」）が結ばれることによつて成立する「国人」揆と

よばれるものが割拠していた。⁽¹⁰⁾たとえば、肥前国の下松浦党一揆（五島一揆）とよばれる国人一揆のなかで行われた紛争解決の構造に関する特徴の一つとして挙げられるのは、当該一揆の内部を構成するところの、地域的に成立する様々な小一揆（浦レヴェル）が基本的な紛争解決主体となっており、状況に応じて小一揆が多様な形態で結合することにより紛争の解決が図られていたということである。したがって、紛争解決のスタイルとしては、大一揆ともいふべき一揆全体を実質的に構成する地域レヴェルの小一揆が基本的な紛争解決主体となり、それらが多様に組合わさることによっていわば「仲人」的な役割を果たしたものと理解されるのである。⁽¹¹⁾

他方で、紛争の解決が図られる状況については次のようである。紛争が発生した場合には自力で紛争を処理することが禁止され、紛争当事者は必ず「一揆衆中」（一揆の意思決定の場）に対して訴訟を提起することが大原則とされていた。その上で、紛争当事者および紛争関係人による「和談之儀」による処理（和興）が原則とされるとともに、紛争の再発した場合にも必ず「一揆衆中」に訴え出ることが決められていた。紛争処理のた

めの具体的な方法については、たとえば「押書状」として作成される場合もみられるが、⁽¹²⁾この場合をはじめとして、紛争処理のための合意内容については紛争解決主体となっているメンバー全員が保証するという形式が採られていた。

（二）紛争処理における「仲人」の意義

このような一地域の国人一揆にみられるに過ぎない紛争処理の構造を「国人一揆」全般に共通するものとして必ずしも普遍化することはできない。しかしながら、一揆によって最終的に判断された内容でさえ、紛争当事者を拘束するような決定的なものとなり得なかつたという事態は注目されて然るべきであり、このことは、戦国法を支える構造的な特徴として強調されてきた「仲人」制的紛争解決構造にもストレートにつながってくるものといえるのではあるまいか。いま、この点についての詳細を展開する余裕はないが、「仲人」制に関する特徴の若干について挙げるならば、すなわち、「仲人」が必ずしも当事者の合意によって選定されるものではなかつたこと、したがって、「仲人」による判断を不服とする当事者がさらに別の「仲人」に対

して改めて紛争の解決を委ねることも可能であったこと、そして何よりも「仲人」が最終的かつ排他的な判断権を有しているものではなかったこと、すなわち、いわゆる「仲裁」とは本質的に性格を異にするものであったことなどが重要な点として指摘され得るのである。¹³⁾

在地において多種多様な形態で存在する「仲人」制的紛争処理構造は、のちの戦国大名の権力構造の中に組み込まれることになり、戦国大名の主宰する「公儀」による紛争解決機能（裁判）を実質的に担う、いわば下請的構造として機能することになる。この状況は「仲人」制の有する紛争処理機能の限界に基因するものであるという単純な説明も可能ではあろうが、やはり注意すべき問題は、そもそも「仲人」が最終的な判断権を持ち得なかつた理由を問うことも関連し、この「仲人」制的な紛争処理の慣行が「公儀」の主宰する裁判とは別な方向へと独自の発展を遂げることができなかつたという法史上の事実に求められよう。

中世後期にみられる紛争処理の場面において、紛争処理の基調自体は「和興」におかれながらも、その実質的部分を「仲人」

が担うという状況がより明確な形で示されるようになっていたものと考えられる。したがって、かく云う状況は、紛争当事者を仲介する者が紛争処理のプロセスに介入する場合こそみられるものの、少なくとも形式の上では、紛争処理の実質的部分が紛争当事者相互の譲歩に求められていたと考えられる中世前期の状況とはかなりの部分で相違するものとして理解され得るのではなからうか。

(三) 近世における「内済」の意義¹⁴⁾

近世では「和興」の語が使用されなくなり、代わって和解を意味するものとして「内済」が用いられるようになった。訴訟が決着することを「裁許これありて事済む」と表現され、すなわち判決による終了を意味した。他方、「内證にて相済む」、すなわち和解による終了もあり、これがいわゆる「内済」（ないしは「済口」と呼ばれるようになった。したがって、「内済」は、紛争を表沙汰にしないで当事者の互譲あるいは妥協によって解決することとして理解され得る。

徳川幕府の裁判に関する基本的な態度は、「出入物」（民事訴

訟)に関わるような私人間の紛争については「お上を煩わす」ものとして積極的には対応しないが、法秩序を揺るがすような「吟味物」(刑事訴訟)に関わる重大な犯罪行為については進んで権力を発動するというものであった。「出入物」のなかでもとりわけ「金公事」の場合には、裁判所は当該訴訟を受理はするものの、原則的には「内済」による解決が要求され、ときには「内済」が強制されることもあったものと理解されている。⁽¹⁵⁾

むすびにかえて

—「和興」から「内済」へ—

われわれはこれまで、紛争の処理が図られる場面での和解のあり方について、その形態に現れる法史学的変容に着目しその概観を試みてきた。ただ、中世から近世にいたるまさに時代の移行期において、紛争処理の場面での「和解」に関する時代的な特徴を具体的にはどのように理解し得るのかについて、十分な説明を施すことができなかつた恨みはやはり残る。このことを了解した上で、最後に次の諸点を指摘しておきたい。⁽¹⁷⁾

これまで、わが国の和解制度の原型は鎌倉時代の「和興」に求められるとともに、「和興状」の交換に象徴される互譲の精神が江戸時代にまで継承された、すなわち和解制度は大綱においては変わらなかつたというイメージをもとにして、日本人の和解観のようなものが形成されてきたことは否定できないように思われる。たしかに、和解文書の交換そして和解(和解文書)に対する裁判所の承認という訴訟手続上の取り扱われ方については時代を経ながらも大きく変わるころはなかつたようである。しかしながら、鎌倉時代を見るならば、避文の使用された若干の例において裁判所が和解を強制したと思われるものがみられるものの、多くの場合にみられるのは、訴訟当事者の自律的判断によって、避文の提出あるいは和興状の交換による和解のなされたケースであつて、裁判所が「和興」を強制したケースはほとんどみられない。⁽¹⁸⁾ 他方で、鎌倉幕府の裁判に対する方針は「沙汰未練書」に明瞭に窺うことができ、その中では、白黒をはつきり付けるようなことを行わないで、いわば「和興」に落とすことのできる奉行人こそが有能な奉行人であることが記されているのである。

江戸時代を見るならば、徳川幕府の訴訟制度においては、「入物」については、紛争処理の方針として和解が重視される傾向にあったことが指摘されている。すなわち、「内済」が紛争処理の大前提にされていたわけなのであって、このような状況が可能となった理由としては、徳川幕府政権の権力基盤がこれまでになく安定したものであり、法制度の整備も急速に進められたという状況にも求められ得ようが、必ずしもこればかりではなからう。和解に対してもたらされる様々な効果の中でも、裁判所の承認によってもたらされる法的効果もさることながら、むしろより強力な効果として作用したのは、和解をめぐる紛争関係人をはじめとする広く和解内容を実質的に担保することになる社会構造上の特色がもたらすものと考えられる。この特色の一面を具体的に支えるものとして、「仲人」制的紛争解決構造を想起することも可能ではなからうか。だとすれば、「内済」は、中世後期以降とりわけ顕著になった「仲人」制的な紛争処理のメカニズムが高権力によってそのまま取り込まれることによって、紛争解決の実質的な方法として制度化されることにより成立し得たものであり、さらに有効に機能し得たも

のということができるのかもしれない。¹⁹⁾

このように考えることがもし可能であるならば、こんにち、われわれが抱いているところの和解に関するイメージやその法史的前提についても今一度考え直してみる余地が残されているように思われるのである。

本稿では、わが国の前近代社会に育まれた法文化の一斑の素描を試みようとしたものの、その論証は甚だ不十分なものであり、同時にまた現代の日本社会における「和解」を理解するための法史的な前提の一部分についてさえ、その本質を説明することに必ずしも成功しているとはいえない。にもかかわらず、こんにちのわが国をはじめ、国際社会に頻発する多くの紛争に対して、国際法上、法的かつ平和的な具体的解決策として採られることの多い「和解」の意義についても、あらためて考え直す機会を本稿が提供し得るならば、筆者の願いはひとまず叶えられることになる。

(註)

(1) たとえば、これまでの代表的な「日本法」研究を踏

まえつつ、こんにちの「日本法」研究に寄せられる期待について論じられているものとして、マルコム・スミス(樋口範雄訳)「外から見た日本法研究」(石井紫郎・樋口範雄編「外から見た日本法」東京大学出版会、一九九五年)などを参照。

(2) 廣田尚久「紛争解決学」(信山社、一九九五年)、あるいは、草野芳郎「和解技術論—和解の基本原則」

(信山社、一九九五年)などを参照。

(3) 本稿では「避文」あるいは「和興」に関する基本的な理解を、平山行三「和与の研究—鎌倉幕府司法制度の一節—」(吉川弘文館、一九六四年)に依拠している。なお、鎌倉幕府法上の「所務沙汰」(民事訴訟全般についての理解は、おもに石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」(弘文堂書房、一九三六年)および佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(叡傍書房、一九四三年「岩波書店、一九九三年再刊」)を参照。

(4) 井上光貞他編「律令」(日本思想大系3、岩波書店、一九七六年)四一―四二頁を参照。

(5) 当事者の主張のいずれが非であるかについての決着をみるのが困難な場合、あるいは一方に理のあることが明らかの場合であっても、文字通りの判決を下すことを避けるべしと裁判所が判断した場合には、理があると認められる側に対して避文を提出させるといふ方法を探ることによって紛争の処理が図られたケースもみられる。

(6) 「沙汰未練書」(佐藤進一他編「中世法制史料集」第一巻、岩波書店、一九五五年)に記されている。なお、裁判所による承認を受けたからといって(裁許状の下付)、「和興」の内容が確実に履行されるといふ保証はなかったようである。したがって、鎌倉時代の後期になると、判決の内容を確実に履行させるためにも、下知に違背した者に対してはペナルティとして「下知違背之咎」を科すことが制度上定着しつつあり、「和興」についても「下知」を受けたもの(「私和興」で

(7) ないもの)については同様の取り扱いがなされたのであって、このことから、「下知違背之咎」制によって判決のもつ権威が高められようとしていたことが理解される(古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」校倉書房、一九九一年、などを参照)。他方、下知を受けていない「和興」は「私和興」として取り扱われることになっていたが、鎌倉時代の後期以降、「私和興」が法的に不安定なものとしてとりわけ意識されるようになることと、下知を受けることの重要性が強く認識されるようになったことを総合的に捉えた上で、下知の効力が高められようとしていた社会構造的状況について論証した業績も得ている(新田一郎「日本中世の社会と法―国制史変容―」東京大学出版会、一九九五年)。

中世後期以降にみられる「和興」については、平山行三「和与統考―中世後期より近世に至る和解制度―」(日本歴史学会編「日本歴史」三七四号、吉川弘文館、一九七九年)を参照。本稿においては平山論文による指摘に依拠している。

(8) この「あつかい」は、実際には「あつかいにかかる(調停に立つ、仲裁に入る)」・「あつかいを入れる(調停を立てる)」・「あつかいをかく(仲裁をする)」などの用例にみえることが指摘されている。

(9) 中世から近世への移行期ともいえる中世後期における法と権力構造との関連について鋭い指摘を与えるものとして、石井紫郎「中世と近世のあいだ」(石井「日本人の国家生活」東京大学出版会、一九八六年)を参照。この中では、「国人一揆」の国制史的位付けについて、重要な指摘がなされている。また、中世以降、様々な形態をもって生じた「一揆」について多角的に論じたものとして勝俣鎮夫「一揆」(岩波書店、一九八二年)をみているが、これを批評し有益な示唆を与えるものがある。筆者の誤解を恐れずにいえば、すなわち、日常的に成立している reciprocity (互酬性) が損なわれた場合、reciprocity を回復するための手段として「一揆」という形態を選択せざるを得なかったことは日本中世の「法」秩序を特徴づける事実であ

り、このことはすなわち、「法」によって日常的に機能する《法》が回復されるのではなくて、非合法的かつ非日常的な手段ともいえる「一揆」によって《法》の回復が意図されたことになる、というものである(石井前掲書、三五九―三六六頁)。だとすれば、われわれは、日本中世において reciprocity の回復が図られる様々な局面を具体的に分析していく必要があるうし、また、「日常的には《法》が容易に実現されない、というわが国伝統社会の構造」の一端を明らかにしていかなければならないだろう。

- (10) 国人一揆の紛争処理の実態については、西村安博「中世後期の在地法秩序に関する再検討―肥前松浦党一揆を素材として―」(法制史学会編『法制史研究』四十号、創文社、一九九五年)等を参照。「国人一揆」については、牧英正・藤原明久編『日本法制史』(青林法学双書、一九九三年、一一〇―一二一頁)等を参照。

- (11) 「仲人」(中人)とは、「仲裁をする人、仲裁人」

という意味である(『日本国語大辞典』第七巻、小学館、一九七五年)。後掲註(13)をも参照のこと。また、紛争の再発が生じた場合には、さしあたり訴訟当事者がメンバーとなっている一揆に対してその事情を届け出た上で、「一揆衆中」の判断を仰ぐことが義務づけられていた。自力救済行為は禁止されるが、再審請求は認められていたということである。因みに、浦レヴェルの小一揆による一揆契諾状にみられるのだが、自力救済行為に出た場合の最も厳しいペナルティとして「喧嘩両成敗」について規定したものがあつた。日本の法史上、「喧嘩両成敗」に関する最も早いケースとして夙に指摘されてきたものである。石井進他編『中世政治社会思想・上』(日本思想大系21、岩波書店、一九七二年)四〇五頁を参照。

- (12) 「押書状」とは、「中世の契約状の一種で、将来ある事柄を履行することを約束するもの」とある(羽下徳彦「押書」『國史大辭典』第一巻、吉川弘文館、一九七九年)。

- (13) 勝俣鎮夫「戦国法」(勝俣「戦国法成立史論」東京大学出版会、一九七九年、所収。初出は一九七六年)。さらに勝俣論文にいう「仲人」に対して批判的な実証を試みたものとして、小柳春一郎「日本中世における在地の紛争解決」(『国家学会雑誌』九二―一・二、一九七九年)を参照。本稿では、小柳論文にいう、「仲人」が必ずしも「仲裁」人を意味しない点など、その論旨から多くを学んでいる。
- (14) 服藤弘司「内済」(『國史大辭典』第十卷、吉川弘文館、一九八九年)、金田平一郎「徳川時代に於ける訴訟上の和解」(二・完)、『史苑』啓明社、一九二八年(一九九年)、植田信廣「日本法の史的展望」(三―幕藩体制下の法と裁判)、『碧海純一編』『日本の社会と法』放送大学教育振興会、一九八七年)などを参照。
- (15) 徳川幕府法上の民事訴訟制度については、小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』(有斐閣、一九五七年)を、刑事訴訟制度については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)などを参照のこと。
- (16) 因みに、水林彪「近世的秩序と規範意識」(相良亭他編『講座日本思想3・秩序』東京大学出版会、一九八三年)では、中世法から近世法への展開過程について刑罰形態の変容が主な検討素材とされながら明快に論じられている。
- (17) 前掲註(7)所引平山論文に対する書評(植田信廣「書評」『法制史研究』三〇号、一九八一年)にいう趣旨と、部分的には重なるものである。
- (18) 鎌倉幕府の訴訟制度の原則からすれば、訴訟当事者が奉行人とコネをもつことは禁止されていたわけであるが、だからといってこの原則が絶対遵守されていたわけでもなく、「裁許状」のようなフォーマルな場面における文書にこそ現れてこないものの、奉行人がいわば「仲人」的な役割を担っていたと思われるような場合も一部みられる。
- (19) 前近代日本の紛争解決にみられる全般的な特色については、石井紫郎「占有訴権と自力救済―法制史から

- 見た日本民法典編纂の一齣—」〔法学協会雑誌〕一一
三—四、一九九六年）などを参照。
- なお、わが国における「和興」に関する研究基盤は、その多くを平山行三氏による業績に依拠している。そこで、平山氏による代表的な研究業績を紹介しておく。論文・著作に冠せられたアラビア数字は、西暦年号（一九〇〇年代）の下二桁を示している。
- 33 「地頭領家の下地分割—中世封建社会の発展過程に於ける一問題—」
〔歴史地理〕六二—二
- 34 「所務沙汰に於ける和与と地頭制度の変遷」
〔社会経済史学〕三一—〇
- 35 「所務沙汰に於ける和与の考察」
〔社会経済史学〕四—二二
- 36 「鎌倉時代の訴訟費用について」
〔歴史学研究〕六一—一
- 50 「武士勢力の庄園伸張と鎌倉幕府の法治主義」
〔歴史学研究〕七一—五
- 50 「和与法源流考」
- 51 「中世東大寺の訴訟費用調達に関する資料」
〔学芸研究人文科学〕Ⅱ（和歌山大学学芸学部）
- 55 「避文に関する考察」
〔法制史研究〕五
- 59 「和与に関する補説」
〔和歌山大学学芸学部紀要人文科学〕九
- 60 「和与に関する統計的考察」
〔和歌山大学学芸学部紀要人文科学〕一〇
- 64 「和与—贈与としての和与—」〔和与の研究〕
- 64 「和与の研究—鎌倉幕府司法制度の一節—」吉川弘文館
- 79 「和与統考—中世後期より近世に至る和解制度—」
〔日本歴史〕三七—四
- 82 「日本における動産贈与の慣行」
〔牧健二博士米寿記念日本法制史論集〕思文閣出版
- 86 「日本における不動産訴訟の源流と展開」
〔日本歴史〕四五—五
- 88 「室町幕府盛世における武家不動産訴訟の一側面」
〔日本歴史〕四八—〇

また、本稿校正中に、安藤正人「江戸時代の漁場争い―松江藩郡奉行所文書から―」(国文学研究資料館編・原典講読セミナー4、臨川書店、一九九九年)が刊行された。近世の訴訟実態を現存文書に関する総合的な分析から明らかにしようとする貴重な研究成果である。読者にはあわせて参照を乞いたい。

【附記】

本稿は、新潟大学法学会ならびに新潟大学法学部主催のもと、平成十一年五月二十日、新潟大学本部大会議室において開催された「新潟大学創立五十周年記念第一回国際シンポジウム」において講演した内容に加筆補正を施したものである。席上、御高配を賜った法学部教授眞水康樹氏に心より謝意を申し述べたい。